

(page : 1)

ばあとなあ千葉第 9 回運営委員会報告

1. 実施日時：平成 22 年 4 月 17 日（月）18：00～21：30
2. 場 所：千葉県社会福祉センター 4 階
3. 出席者：目黒、石山、市川、井上、朽名、篠田、鈴木、田中（欠）、滑川、矢島、吉田、岸
4. 議 題

(1) 不祥事の対応について

4 月 11 日（日）に本部で今回の不祥事に対する詳細な説明と今後の支部の対応について説明があった。（平年は 11 月に行っていたばあとなあ担当者会議を前倒ししこの 4 月に行った）

本部の要請としては、全支部が後見受任者に対して、個別面談で受任状況を聞く。その際、決して監査・監督等をするのではなく困難な状況を抱えている可能性のある事案の早期発見と適切な支援を実施する。事故を未然に防ごうという取り組みであり、面談をきっかけに活動の実態を知りどのように支えるか等研修体制に連動する。情報収集・事情聴取・尋問ではない。

面接記録用紙 A3 1 枚。2 名の面接員で実施（1 人面接・1 人記録）。1 ケース 20 分程度。記録はその場で開示できるようにする。

千葉県としての取り組み→顔の见えてない受任者や受任後間もない方から優先して始める。

面接担当者は、運営委員、新理事の桜井氏・周藤氏・川島氏等にもお願いしていく。出来るところまで実施する。92 名の対象者。307 件のケースがある。

予算もない・時間もない中での取り組みとなる。やれるところまで。

電話での聞き取りは 1 名でも可能だが、1 件 20～30 分はかかるので件数が多いと無理。

(2) 本部からの連絡

5 / 8 支部委託研修担当者会議

10 / 30・31 スーパーバイザー研修

11 / 28 ブロック担当者会議

今年度本部は成年後見養成研修を通信でおこなう→支部委託研修を行う県は 1 名の枠のみ。

年度途中の名簿登録は一律 5,000 円（10 月・12 月審査）

(3) 支部からの連絡

4 / 16 日 16 時 30 分～千葉日報の取材あり→後見制度について一般社会の担当者（銀行等）に知らしめて欲しいことを話す。

5 月 13 日 14：00～本部から法人後見のヒヤリングあり。

(4) 法人後見報酬の審判がおりた。2 年間で 68 万円

この報酬の分配については、要綱で委員会で決めるとあるので決めたい。

(page : 2)

1 割を会に 9 割を会へ。

(5) 虐待対応担当について

高齢者の虐待担当について、なぜ千葉県は包括だけなのか？本部・他県はばあと
なあと包括に位置づけている。ばあとなあととしては、基本に戻って欲しい。

(6) 平成 21 年度事業報告 (案)・21 年度会計報告 (案) の検討

(7) 運営委員会の募集について (案) の検討

(8) 22 年度成年後見受任アンケート調査票 (案) 検討

(9) 準登録員会費納入について (案) 検討

(10) ばあとなあ千葉研修予定検討→活用講座は 10 月 16 日・17 日に変更

(11) 総会第 4 号議案検討 下記参照

緊急集会の報告

1. 実施日時：平成 22 年 3 月 28 日 (日) 13:00～16:00

2. 場 所：千葉県社会福祉センター 4 階

3. 出席者：市川、篠田、鈴木、矢島、吉田、岸 登録員 18 名 計 24 名

4. 議 題：総会資料第 4 号議案の検討

(1) 総会での経過説明

(2) ばあとなあ千葉での、拠出金についての経過説明

(3) 他県 (東京・静岡・埼玉) の状況

(4) 討議の結果

事務経費という表現はおかしい→事務局経費はあくまでも会費で賄うべき。

第 2 条「本会の資源を通して仕事を受任し収入を得た・・・」資源の意味する
ところは？ 「雇用契約に基づく給与・・・」が対象にならないのは？当
初包括の職員は会の推薦であったはず。

第 3 条「本会に申告し」→自己申告とすべき

第 5 条は削除すべき→罰則規定は作るべきではない

この規則をばあとなあ以外の報酬にも当てはめるなら、拠出金の 70% はばあ
となあの予算に振り分けて欲しい。

提案理由にある、①会員間の公平性を確保出来るとあるのは、逆である。会員
の公平性を確保するには会費の値上げしかない。

②の苦情案件は、包括等で働く社会福祉士においても「社会福祉士」として苦
情は社会福祉士会に来るはず。そして対応することになる。

※当日参加出来ない登録員から S 案等の意見があげられる。

・緊急集会を踏まえて第 9 回運営委員会で討議の結果

第 4 号議案は廃案にすべきという意見。

3、本人の状況および任意後見及び任意代理活動の内容（毎回記入ください）

※変化がない場合でも、本人の状況が分かる記載をお願いします。

<p>本人の現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人は、自宅で単身生活をしている。家事や趣味を生きがいとしている。 ・ 初孫が生まれたことを契機に、親子関係が良化し、第三者による援助が不要となった。 	
<p>現在の後見活動の計画・内容</p>	<p>①本人との面会の頻度 (過去3ヶ月間の面会)</p> <p>※ばあとなあでは、月1回の面会を原則としていますが、面会頻度が3ヶ月間に面会がなかった場合は、下記に理由をお書きください。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有り (回)</p> <p><input type="checkbox"/> 無し</p> <p>理由:</p>
	<p>②家裁への報告 (直近の報告年月)</p>	<p>年 月</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月1回程度連絡をとり、面談する。 ・ 相談があれば、都度受け付ける。 	
<p>活動上の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺言書の中に遺贈の部分があり、問題視していたが、親子関係改善化の中で、遺言の撤回ができた。(2009年8月) ・ 親子関係改善に伴い、他の親族との関係も回復してきており、本人も本来の親族関係の中で諸々の対応をしていきたいとの想いが強くなったことから、任意後見契約の合意解除を行った。(2009年10月) ・ 本人から預かっていた、家の鍵を返却した。(2009年10月) ・ 東京法務局へ終了の登記申請を行った。(2009年10月) 	

【事務局報告】

○ 後援

- ・ 千葉県医療社会事業協会 創立 50 周年記念大会 6 月 5 日
- ・ 第 10 回全国障害者スポーツ大会「ゆめ半島千葉大会」 10 月 23 日～25 日

・ 来賓依頼

- ・ 淑徳大学入学式 4 月 1 日 目黒副会長
- ・ 千葉県介護福祉士会記念式典 5 月 23 日 林副会長
- ・ 千葉県ホームヘルパー協議会総会 4 月 25 日 神山副会長

○ 本部

- ・ 関東甲信越ブロック連絡協議会 6 月 19 日

○ 委員推薦

- ・ 「社会を明るくする運動」千葉県実施委員 小樽 清
- ・ 松戸市介護保険運営協議会委員 目黒副会長
- ・ 千葉県介護支援専門員協議会実務従事者基礎・専門・更新研修事業委員 五十嵐理事
- ・ 習志野市社会福祉協議会評議員 薄井 哲子

○ その他

- ・ 千葉県健康福祉部 第 4 回千葉県福祉人材確保・定着推進協議会 5 月 11 日 山崎会長
- ・ 千葉県福祉人材センター福祉の職場を伝える事例集取材 藪野 幸代
- ・ 千葉日報 成年後見制度について取材 吉田理事

**** 会員情報 ****

4月9日現在 正会員:1,101名 (転入:4名、転出:5名、退会:30名)

➤ 4月本部会員情報より

平成 22 年度第 1 回総会議案について下記のとおり提案する事について理事会の議決および承認を求めます。

1. 会員理事の選任について

- ・医療社会事業協会からは推薦承諾確認済み。現在、社会福祉分野その他分野各 6 名。
- ・欠員の扱いについて前回理事会で協議したとおり、下記の案から本理事会で議決し総会に報告。

A, 本人の承諾を得た上で理事選挙落選候補者からを理事とし、14 名体制とする

B, 理事選挙に立候補していない会員を理事会から推薦し最大 15 名体制とする

C, 欠員のまま 12 名体制とする

(問題点) A 案については、選挙を行った意味を会員に問われる。B 案については推薦理由についての説明責任が生ずる。C 案は理事の負担が過大になる。

2. 代議員について

- ・1 名は既に立候補者が当選。出羽氏、須田氏からは継続了承済。
- ・理事会から 1 名以上選任することとなっている事から、次期理事の互選により 1 名候補者を選出。
- ・残り 1 名の代議員については、本会役員経験者の内、可能であれば女性会員を選出。
(現在打診中)

3. 相談役について

- ・三橋元会長に代わり、山崎現会長の就任を総会に諮る。

4. 監事について

- ・監事 2 名の内 1 名は継続し、もう 1 名は今期理事の内から次期理事に就任しない方に就任依頼し、総会に諮る (現在打診中)。

5. 補正予算案、事業報告案および決算報告案について

- ・揃い次第 E-mail にて理事へ送信し確認。

6. 社団法人千葉県社会福祉士会事務経費拠出規則の制定(平成 21 年度第 2 回総会議案第 4 号)について

- ・総会において会長から説明したとおり、議案および総会議事録を web 上に公開し、会員からパブリックコメント求め総会に諮る (但し、配分については各委員会代表者による配分委員会にて協議を行う旨の修正事項を盛り込む)

社団法人千葉県社会福祉士会事務経費拠出規則（案）

＜制定＞平成 22 年 5 月 29 日

（目 的）

第 1 条 この規則は、社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）会員の、会費を除いた事務局経費負担について定めることを目的とする。

（定 義）

第 2 条 「事務局拠出金」とは、会員が本会の資源を用いて収入を得た場合の、負担すべき事務局経費をいう。

2 前項にいう「収入」は、暦年ごとに得た課税前の報酬、謝金および委託料を含み、雇用契約に基づく給与、手当、交通費等の実費弁償額および本会事業に関して本会から支出する額を含まないものとする。

3 「本会の資源」には事務局資源の他、社会福祉士の名称および事務遂行上倫理問題発生時の本会窓口での苦情受付可能性を指す。

（拠出金）

第 3 条 事務局拠出金の金額は年間 30,000 円とする。

2 会員は暦年終了後、前年の収入に関して本会に申告し、本会の指定する方法で事務局拠出金を納付するものとする。

3 前二項の規定に関わらず、収入額が一定の基準内である場合は、申告と同時に申請することで事務局拠出金の一部または全部の免除を受けることができる。

4 前項に規定する収入額の基準および免除額は、次の各号による。

一 収入額が 100,000 円未満の場合、事務局拠出金の全額を免除

二 収入額が 100,000 円以上 300,000 円未満の場合、事務局拠出金の 3 分の 2 を免除

5 一旦納入された拠出金は、本会の責に帰する原因のある場合を除き、本会定款第 11 条の定めによりこれを返還しないものとする。

（会員資格の平等）

第 4 条 この規則による事務局拠出金納付の有無を根拠に、総会および理事会における議決権を始めとする会員資格に差を設けてはならない。

（違反時の対応）

第 5 条 正当な理由無く第 3 条に規定する申告および事務局拠出金の納付を行わない、あるいは申告額および納付額が過小である事が判明した場合、その状態が解消されるまでの間、本会からの各種委員推薦および事業業務斡旋は行わないものとする。

（配分委員会）

第 6 条 納付された事務局拠出金の用途については、本会各委員会の代表者による配分委

員会を設置し、その議決および理事会の承認により、交易活動および会の活動に無償または低廉な報酬で携わった会員への弁償に充てることができる。

(委 任)

第7条 この規則に定めるもののほか、申告および納付の方法等必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改 正)

第8条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。但し、第3条については、平成22年の収入から適用し平成24年から申告および納付する。

〔提案理由〕

- ①会員が社会福祉士として活動した場合、会を経由した場合は事務局資源を直接使用しており、被用者として事業所の業務に従事している場合を除き、報酬の一部を当会に還元することにより、会員間の公平性を確保できること。
- ②会を経由しない場合においても苦情案件については会が窓口となり更に倫理案件は社団法人日本社会福祉士会の綱紀委員会に諮ることになること、今後は県支部(千葉県社会福祉士会)単位での倫理案件対応を求められることから、対応原資を確保しておく必要があること。
- ③会員として公益的活動した場合であっても必ずしも報酬を得られない会員もいることから、再配分原資を確保する必要があること。
- ④公益法人化し今後更なる公益事業の実施に向け、会の財務基盤を強化する必要があるが、それを会費収入や事業収入等のみに頼るのはいずれ限界が生じるは明らかであるため、新たな財源を確保しておく必要があること。

以上の理由から、本規則の制定を提案します。

社団法人千葉県社会福祉士会
平成21年度第2回通常総会議事録

- 1 開催日時 平成22年3月14日(日) 13時30分～15時45分
- 2 場 所 千葉市中央区 千葉県社会福祉センター4階会議室
- 3 正会員数 1,128人
- 4 出席者数 577人(別紙出席者名簿のとおり)
(内、会場出席者44名、委任状提出者257名、書面表決者276名)
- 5 議 題
 - 第1号議案 平成21年度収支補正予算書
 - 第2号議案 平成22年度事業計画書
 - 第3号議案 平成22年度収支予算書
 - 第4号議案 社団法人千葉県社会福祉士会事務経費拠出規則の制定について
 - 第5号議案 社団法人千葉県社会福祉士会会費に関する規則の改正について
 - 第1号報告 社団法人千葉県社会福祉士会理事の選出について
 - 第2号報告 社団法人千葉県社会福祉士会代議員の選出について

6 議事

- (1) 神山副会長から総会の開会を告げたのち、山崎泰介会長が挨拶を述べた。

(会長挨拶) 国の現在の状況として、事業仕分け、障害者自立支援法の見直しが大きなたピックスだと思われまふ。その中で虐待対応や緊急雇用、教育分野など社会福祉士としての役割が大いに期待が高まっています。しかし、社会福祉士としての業務だけで食べていけるかと言われたら、厚生労働省の方と講演した際に質問をしましたが、現実はそうではありません。志のある若い世代を後押しができる職能団体となっていきたいと思っております。また、社会福祉士の不適切な行為が目立ってきていますが、ひとつの理由として「その人の為によかれと思って・・・」という傾向があります。客観的にみて、そのご利用者には何が必要なのか、支援の方法もきちんと考えていかなければなりません。その為には、ソーシャルワークの団体との協力が必要です。医療社会福祉事業協会や精神保健福祉士協会と協力して研修など行えたらと思っています。現在の状況は厳しいですが、援助の必要な方へ精一杯応えられるような会にしていきたいと思っております。

- (2) 議長の選出について諮ったところ1名の立候補者があり議長に浅見雅人氏が選出された。

- (3) 出席者について岡本事務局長から報告があり、本総会は正会員総数の過半数を超える577名(うち委任状を有する代理人による257名及び書面表決276名のみなし出席を含む)が出席し、総会は適法に成立した旨報告した。

- (4) 議事録署名人の選出について諮ったところ、立候補により神田一彦氏、笠原榮作氏が選出された。

(5) 書記について、議長から森悠子氏が推薦され了承された。

(6) 第1号議案 平成21年度補正予算書について

稲永理事(財務担当事務局次長)から説明あり。原案のまま可決した。

賛成名(576名内、会場内賛成者44名、書面表決275名、委任状提出者257名)

質疑：なし

(7) 第2号議案 平成22年度事業計画書について

岡本事務局長から説明あり。質疑応答について各担当理事より回答・説明ののち第3号議案とともに同時採決され、可決した。

賛成576名(内、会場内賛成者44名、書面表決275名、委任状提出者257名)

質疑：田中(船橋)…社会福祉士会は、公益法人社団を目指す方向でよろしいか？

回答：会長…理事会でも結論が出ていない。公益法人の姿勢を持って考えている。予算・会費の扱いについては本部会費で助成金という形で千葉県社会福祉士会に入ってくる流れとなっている。公益事業比率を5割以上にしなければならない。出来れば公益法人社団の方向に進んでいきたい。

(8) 第3号議案 平成22年度収支予算書について

稲永理事(財務担当事務局次長)から説明あり。原案のまま第2号議案とともに同時採決され、可決した。

賛成576名(内、会場内賛成者44名、書面表決275名、委任状提出者257名)

質疑：なし。

(9) 第4号議案 社団法人千葉県社会福祉士会事務経費拠出規則の制定について

岡本事務局長から説明あり。質疑応答ののち原案のまま可決されたが、会場から不服の声が上がり議長解任動議へと発展する。一旦、議決避けたものの議決は保留となる。

(賛成530名(内、会場内賛成者13名、書面表決262名、委任状提出者255名))

質疑：弘永(ばあとなあ)…提案理由①には賛成だが、②③④には妥当性があるとは思えない。倫理案件は本部対応が筋ではないか？ ②は事務局経費ではない。③ばあとなあで規約を考えたほうがよいのではないか？ ④は必要だと思う。事務局経費の増強だけでよいのか？ 第6条の委任でいいのか？ 考え方の背景には反対である。

鈴木…反対である。第2条の税法上の扱いはどうなるのか？ 後見報酬は雑所得だが、第3条の拠出金3万円は、確定申告に経費として出せるものなのか？ そもそも収入額の捕捉を誰がやるのか？ 第5条の罰則規定を設けてやるには無理がある。再配分の原因はどの程度低報酬にまわるのか？ ばあとなあ運営委員会では低報酬問題に対しファンド方式での対応を提案したが理事会では検討されていない。提案④の財務基盤の強化とは具体的に何に用途するのか？

朽名…ばあとなあのコーディネーターをした経験から意見する。成年後見人は家庭裁判所から年間で報酬を決定される。ばあとなあは、主たる仕事以外に兼務している方へ無理無理お願いしている。後見人の業務は緊急の際はいつでも呼び出される等他の業務とは違う。

飯田…第3条の5 一旦納入は、納入の誤字ではないか？
提案④の再配分の方法は決まっているのか。

田村（公表）…事務局拠出金は公表事業にもかかわるのか？その期間は平成22年1月からか？

片野（ばあとなあ）…意図は理解できるが、詳細は詰められていないのではないか？年間3万円は不公平である。報酬に応じてではなく、東京都のように定率のほうが公平と考えるがいかがか？

回答：事務局長…第3条の5は誤字のため訂正。

公表部会の調査については会に調査手数料が入金され、事務経費等を控除した上で個々の調査員に支払われるため対象外である。

倫理案件は、現在は便宜上本部と呼ぶ社団法人日本社会福祉士会の綱紀委員会が対応しているが、件数の増加もあり事業計画にも記載したとおり今後は都道府県社会福祉士会での対応を求められる。

そもそもばあとなあのみを対象としているものではない事を理解してもらいたい。ファンド方式という件は、ばあとなあ運営委員の議事録に一行記載されていたのみで具体的な提案がないため理事会では議論していない。

ばあとなあの登録員には既に連絡されており、後見事例で問題が起き、基本的に成年後見等を受任している登録員全員と面接することになった。その際の経費を本部が負担するのか都道府県社会福祉士会が負担するのかは決まっていないが、県で負担することとなった場合はその原資として充てる事も考えられる。（説明中会場から「関係ない」と連呼する者あり）

再配分の原資としての配分割合まだ決まっていない。可決すれば補正予算で計上する。定額ではなく定率でとの意見も理解するが、他団体の例で定率制では税率が高くなるため定額制となった。

質疑：朽名…斡旋手数料なのか？

櫻井…社会福祉士・ばあとなあの名前で支払わなければならないと思う。

回答：事務局長…社会福祉士として仕事をしているため、何らかの問題があった場合に直接に関わるものでなくとも会が社会的責任を問われることになる。ばあとなあだけではなく、他の会員全てを含むということを理解していただきたい。

質疑…鈴木…ばあとなあだけでないと言うが、執行部はばあとなあを把握しやすい。金額的に大きく、大半はばあとなあである。事務局経費は払いたい人だけではないと思う。担当理事も大変ではないか？

飯田…議長はどう考えているのか？

弘永…背景が納得できない。

鈴木…一旦議長の解任決議案を出して、自分が議長をしても良い。

飯田…斡旋手数料的な考え方か否かについてはお答えをいただいている。

回答：事務局長…会からの推薦に限定しておらず、斡旋手数料という考え方ではない。

質疑：弘永…社会福祉士としての名称を使用するからというのであれば、ばあとなあの後見活動だけでなく、社会福祉士として勤務している全ての会員から一定の報酬をあげてもらわなければならない、ということになる。

皆が納得するような考え方を示していただきたい。

田中…社会福祉士の資格手当等にも関連してくる。もう少し詰めてみてはどうか？

回答：稲永…議長は賛成した。手続きしたのだから議案は覆らない。

会長…実は4代前の理事会からどういう形で社会福祉士会に拠出していただくか検討を重ねてきた。今後も理事会で検討していきたい。理事会が恣意的に使用することは考えられないと思う。ばあとなあは違うんだという意識は他の会員に対して失礼ではないか。

議長…一度議決しているが、第4号議案は保留とする。第5号議案終了後、事務局よりもう一度説明した上でもう一度採決としたい。

(10) 第5号議案 社団法人千葉県社会福祉士会会費に関する規則の改正について

岡本事務局長から説明あり。質疑応答ののち原案のまま可決された。

賛成 533名（内、会場内賛成者 39名、書面表決 237名、委任状提出者 257名）

質疑：篠田…事務局経費が足りないのであれば新規加入者を無料ではなく半額にできないのか？

回答：事務局長…事務手続き上、有料か無料か、ゼロかイチには出来るが、半額にするのは逆に手間がかかる。

質疑：吉岡（新規加入者）…初年度無料はいらないのではないかと？社会福祉士会には高齢分野の人が多く児童分野の人は希薄だからメリットがない。来年度会費を払うかどうかは検討している。

回答：事務局長…日本社会福祉士会会費には同様の規程が無く、逆に入会金がかかるため若手世代の負担を減らすよう初年度は無料とした。改正するとしてもこの場で決めるのではなく、次代の理事会で検討の上総会に議案として提出するべきと考える。

質疑：参考に、退会者の割合とどのような人が退会されたか知りたい。

回答：事務局長…初年度のみで退会した方か。その意味での数字は把握できていない。

質疑：飯田…納付率はどのくらいか？

回答：事務局長…ほとんどが引き落としで納付率はほぼ100%に近い。二年間滞納すると退会扱いとなることもある。

提案：川島…倫理委員会・綱紀委員会の原資とするのは、第4号議案で原資とするのではなく第5号議案が良いのではないかと？

(11) 第4号議案再審議

提案：会長…10分休会を求めます。

回答：議長…認めます。10分休会とする。

(10分休会後再開)

提案：会長…執行部で話し合った結果、第4号議案は書き方・表現など検討しなければならないところが多い。第4号議案は一旦取り下げとし、総会議事録とともに会員に公開し意見募集の上5月の総会に再度提出したい。

回答：議長…第4号議案は取り下げとする。

質疑：上中…ばあとなあ一會員の意見として運営委員会に聞いて欲しい。一登録員としては、懇親会等の会合を開いて登録員にも意見を聞いて欲しい。

(12) 第1号報告 社団法人千葉県社会福祉士会理事の選出について

(13) 第2号報告 社団法人千葉県社会福祉士会代議員の選出について
白井選挙管理委員長から選出結果について報告があった。

(14) 議題終了し、神山副会長の司会により議長解任後会長の挨拶。

(会長挨拶) ありがとうございます。再提案についても皆様からのご意見を宜しくお願いいたします。また、全ての議案に関わってくるため、開会の挨拶では申し上げられなかったが、会には事務局員がおります。平成22年度の予算編成をみていただければわかると思いますが、非常に報酬の厳しい中、勤務をしています。事業拡大・事務局体制の強化をするためにも給料を上げてあげたいと思っています。今回、会費の値上げを可決していただいて本当に感謝しています。今後も風通しの良い会にしていきたいと思っていますので宜しくお願いいたします。

以上をもって議事全部を終了し、15時45分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録をつくり、議長及びその会議において選出された議事録署名人がこれに記名押印する。

平成 22 年 月 日

社団法人千葉県社会福祉士会 平成21年度第2回通常総会

議長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

上記は、議事録の謄本であることを証明します。

平成 年 月 日

社団法人 千葉県社会福祉士会
理事 住所

(印)

千葉市高齢障害部 高齢福祉課からの依頼事項

3 月末“み・まも〜れ幸町”の打ち合わせに高齢福祉課を訪問時に課長から、千葉市が千葉市社会福祉協議会に委託し 2010 年 4 月から事業開始する「千葉市成年後見支援センター」の新規事業に関し本会に対し協力要請があった。

*千葉市では成年後見制度の利用促進に関し千葉市社協への新規委託事業を予算化した。千葉市社協では従来からの日常生活自立支援事業、法人後見の実施に加え、成年後見支援センターの専門員の増員を行い成年後見の申立て手続きについて説明を行い、家裁への申立て支援を行うこととなった。併せ千葉市では成年後見制度利用支援事業を積極活用するため市長申立のほか親族申立のケースにおいても申立費用を助成することとなった。その所得要件は“社会福祉法人等利用者負担軽減対策基準”に緩和されている。

(1) 相談事業の中で実施する成年後見人の候補者に関する情報提供への協力

専門家の第三者後見人を利用するケースにあらかじめ後見支援センターが“後見人候補者”の情報をもち、利用者に情報提供したいので、社会福祉士の後見人候補者を推薦してほしい。

(2) 市が新たに行う申立費用・助成制度の情宣への協力

本日の理事会において対応を機関決定し、早急に千葉市に今後の方針を回答する必要がある。

以上

2012年度社団法人日本社会福祉士会全国大会を、千葉県にて開催する事の是非について、理事会の議決を求めます。

(参考資料1)第16回日本社会福祉士会全国大会(神奈川大会)決算書

神奈川県実行委員会

収入の部

大科目	中科目	小科目	予算額	決算額	差引増減	決算額説明
事業収入	参加費収入		9,100,000	9,636,000	-536,000	会員7,000円*1260名 一般8,000円*91名 学生4,000円*22名
	資料集頒布収入		10,000	10,000	0	1,000円*10名
協賛金収入	協賛金収入		200,000	290,000	-90,000	県内外12団体
	広告料		1,500,000	1,176,000	324,000	15団体(手数料収入)
	展示		100,000	215,000	-115,000	福祉機器等展示
補助金等収入	助成金収入		500,000	500,000	0	日本社会福祉士会補助金
寄付金収入	共同募金配分金収入		1,200,000	1,020,000	180,000	県共同募金会90万円、寄付金12万円
繰入金収入	一般会計繰入金収入		924,000	0	924,000	収支にて表示
雑収入	雑収入		1,000	42,497	-41,497	祝い金40,000円 預金利子2,497円
合 計			13,535,000	12,889,497	645,503	

支出の部

大科目	中科目	小科目	予算額	決算額	差引増減	決算額説明
事業費	大会費		12,965,000	13,194,413	-229,413	
	(内訳)	旅費交通費	500,000	712,285	-212,285	実行委員会旅費168,760円 保育士、通訳旅費260,000円
		通信運搬費	600,000	120,816	479,184	大会要綱送付、宅急便、振込手数料
		消耗品費	600,000	644,745	-44,745	昼食代369,000円 紙袋240,000円 参加証21,000円 水14,745円
		印刷製本費	2,030,000	2,795,230	-765,230	開催要項1,009,000円 かもめ便り375,000円 ポスター89,650円 大会抄録集 1,302,000円 大会シール等19,580円
		賃借料	6,200,000	6,314,185	-114,185	大会会場5,467,000円 駐車場15,000円 舞台設営375,380円
		諸謝金	1,520,000	893,420	626,580	基調講演2人、記念講演・講演2人、シンポジウム4人
		委託費	1,421,000	1,686,875	-265,875	JTB:手数料1,400,000円、舞台設営手数料286,875円
		雑費	94,000	26,857	67,143	ネックホルダー
管理費	管理費		570,000	1,123,226	-553,226	
	(内訳)	賃金	400,000	1,085,187	-685,187	事務局アルバイト'07.10-'08.07月(1名) 一般会計対応
		管理委託費	0	0	0	
		保険料	20,000	3,114	16,886	傷害保険料
		租税公課	50,000	2,000	48,000	
		雑費	100,000	32,925	67,075	
合 計			13,535,000	14,317,639	-782,639	

(1000円未満切り捨て)

収支(収入の部-支出の部)

		予算額	決算額
収支	収入	13,535,000	12,889,497
	支出	13,535,000	14,317,639
収支計		0	-1,428,142

※ 1,428,142円については一般会計より繰り入れ

(参考資料2)第18回 日本社会福祉士会全国大会(秋田大会) 予算書

秋田県支部実行委員会

【収入の部】

大科目	中科目	小科目	金額	内 訳	摘 要
事業収入	参加費収入		5,380,000	4,900,000 400,000 80,000	会員7,000円*700名 一般(他団体)8,000円*50名 学生4,000円*20名
協賛金収入	協賛金収入		100,000		県内団体20,000円*5
	広告料		1,000,000		大会資料集広告掲載 1頁:5,250円 1/2頁:31,500円
	展示・販売ブース使用料		100,000		福祉機器等展示、書店 10,000*10
補助金等収入	助成金収入		500,000		日本社会福祉士会
雑収入	雑収入		1,000		
合 計			7,081,000		

【支出の部】

大科目	中科目	小科目	金額	内 訳	摘 要		
事業費	大会費	旅費交通費	1,145,000		実行委員会旅費(熊本大会参加)		
		通信運搬費	200,000		大会要綱送付、メール便、振込手数料		
		消耗品費	610,000	400,000 210,000	昼食代1,000*100名*2日 資料入れ紙袋200,000 スタッフジャンパー 2,000*100名		
		印刷製本費	1,970,000	700,000 700,000 500,000 50,000 20,000	開催要綱 大会資料、封筒 大会ニュース 大会シール20,000、スタッフマニュアル他 大会速報他		
		賃借料	1,050,000	850,000 200,000	大会会場(5) 看板、音響、プロジェクター、付帯設備等		
		諸謝金	1,095,000	45,000 100,000 150,000 300,000 450,000 50,000	厚労省講演 基調講演 シンポジスト 記念講演 手話・筆記通訳 託児5,000*10名		
		委託費	105,000		トップツアー(ホームページ 管理システム代)		
		雑費	136,000				
		管理費		賃金	680,000	560,000 120,000	7,000*40名*2日(うち実行委員30名) ※大会参加費、懇親会費に充当 4,000*30名(学生アルバイト) ※大会参加費に充当
				管理委託費	10,000		
保険料	20,000				傷害保険料		
租税公課	10,000						
雑費	50,000						
合 計			7,081,000				

平成22年4月14日
千葉県独立型社会福祉士ネットワーク 櫻井 勉

第 号議案

社団法人千葉県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ千葉」の「ぱあとなあ千葉・助成基金」の設立について

次の「ぱあとなあ助成基金の運営規定」について、総会の承認を求めます。

社団法人千葉県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ千葉」
「ぱあとなあ千葉・助成基金」の運営規定案
<制定平成22年4月14日>

第一章目的

(目的)

第一条

この運営規則は、社会福祉士の援助を必要とされる人々の生活と権利を擁護するため、成年後見制度等権利擁護に関する事業を推進する為にもうけられる「ぱあとなあ千葉・助成基金」について定めることを目的とする。

第二条

上記「ぱあとなあ千葉・助成基金」は、下記の目的に使うものとする。

1. 社会での成年後見制度に対する要請に応えるために、ぱあとなあ登録会員及び利用者への「支援体制」を構築する。
2. 実践的な又理論的な研修を数多く行い、ぱあとなあ千葉の会員の「レベルの標準化」を図り、「初級者に対するサポート体制」を創る。
3. 消費者サービスの視点で、つまり「利用者から要請があった時に、必要としているサービスを最も適切に提供できる」人材を速やかに推薦できるシステムを構築し、社会の要請にこたえていく。

第二章会費

(報酬会費)

第三条

法定後見人に選任された者で、「ばあとなあ保険」に加入するために報告する案件については、その報酬の5%を「ばあとなあ千葉」に納付しなければならない。これを報酬会費という。

- 2 任意後見契約に基づき、任意後見監督人が選任された後の報酬については、前号の報酬とみなす。
- 3 報酬会費は、ばあとなあ活動報告(2・8月)のうち、2月の報告に基いて次年度の金額を算定する。但し、その金額が5万円を超える場合は5万円とする。
- 4 徴収金額は、「本人の自己申告」による。但し開示には常に応じる。
- 5 報酬会費を、「ばあとなあ・助成基金」の元金とする。

(納入方法)

第四条

前号に基づき算定した金額を「ばあとなあ会費」とともに、一括して納入するものとする。その具体的方法については、別に定める。

第三章支払い

第五条

「ばあとなあ助成基金」の対象になる事業費用は、以下の通りとする。

- 1 「報酬助成」は、「成年後見人などの報酬」の6万円までの不足額を助成する。その時期は、「報酬申立の審判がおりた時」又は、「受任後審判が確定した日」から1年後毎に支給する。
- 2 「訪問相談の相談料」は、ばあとなあ千葉により必要と判断された場合に限り日当5千円及び交通費を、毎月申請により支給する。
- 3 「支援体制のための費用」は、個別支援のサポート者への報酬や「ばあとなあ」の運営する研修会費用とする。
- 4 「働きかけ費用」は、ばあとなあ千葉の受任数の増加のためには営業活動・PR活動・広報活動が必要であり、「家裁・区市町村・支援機関」への働きかけ費用(パンフ・訪問日当)とする。

2 p

- 5 「システム費用」は、システムを構築し維持する為にかかる下記費用とする。
- ① 個々の会員の「ばあとなあ活動可能状況」及び「希望」及び「あと何件受任できるか」「訪問活動は可能か」などのデータベース化するための費用
 - ② 受任会員を支援できる会員の「活動地域・時間・範囲」などのデータベース化するための費用
 - ② システム運営・維持の為の費用

第四章 支援体制

第六条

支援は、「個別相談対応」と「受任者支援」と「集団対応」がある。

- 1 「個別相談対応（訪問相談）」については、来訪出来ない相談者が気軽に相談にのれるよう相談担当者に、訪問日当及び交通費を支払う。
- 2 「受任者対応」とは、新規受任者及び初級者に対し、成年後見のベテランにサポート者になってもらい下記の支援を行うが、そのサポーター報酬支払う。
 - ① 「受任までの支援体制・・・申立支援からの受任へのサポート：
 - ② 「受任後の日常的な相談体制」： 新規受任者及び初級者へはベテランの会員がサポーターとしてつき書類や実際の仕事につき、電話相談等に応じる。
- 3 「集団対応」は、層別研修会の実施・具体的実務研修を行う際に、研修費の実費は徴収するが、その講師謝礼にあてる。

(提案理由)

(1) 趣旨

社会からの期待、成年後見制度での「専門職としての社会福祉士」への期待に応えるために、新しく「多くのシステム・運営」が必要です。その為には、「登録会員によるサポート」と共に「システムの新設・維持と運営のために基金（略称ばあとなあ千葉・助成基金）」が必要になります。

この「ばあとなあ千葉・助成基金」は、「ばあとなあ」の理念を達成するためのものであり、千葉県社会福祉士会会員で「ばあとなあの登録会員」のすべての人によって支えられるものです。

よってこの「ばあとなあ千葉・助成金」は、千葉県社会福祉士会「ばあとなあ」の名称を使って」又は「ばあとなあ」の保険に加入している人の「全ての人」がその基金費用を負担すべきと考えます。

(2) 報酬会費を「千葉県社会福祉士会やばあとなあ千葉」の紹介の案件だけにした場合は、下記の理由で資金がほとんど集まらなくなり、「ばあとなあ千葉」の資金のファンドは先細りになり、「ばあとなあ千葉」の色々な活動は出来なくなる懸念があります。

理由

- 1 ベテランが持っている「過去に紹介を受けた成年後見」案件は、利用者が高齢が故に、いづれなくなります。
- 2 成年後見を何件かやり、「役所・地域包括センター」などから信頼を得れば「ばあとなあ千葉」を通さず直接受けることが多くなるので、「紹介料を支払う」対象は数件しかないようになる。
- 3 「NPO や会社」などの組織で活動する人間が多くなれば、「ばあとなあ千葉」を通さなくても組織を通じて成年後見を受けることが出来る。
「NPO や会社などの組織」に属する会員は、「ばあとなあ千葉」から紹介されなくても成年後見が出来る。

以上の状況から、新人や2～3件やっている人」のみ紹介料を支払うというようになります。ほとんどの「成年後見制度で活躍している人」は関係なくなります。

(3) 「ばあとなあ千葉・助成基金」予算について

「ばあとなあ千葉・助成基金」は、ばあとなあ会員会費と別立てにし、「成年後見制度の普及・発展」にのみ使われるべきと考えます。

「ばあとなあ助成基金」の維持運営には、少なく見積もっても

- | | | |
|--------------|-------------------|---------|
| ①報酬助成 | : 20件 x 6万円 | = 120万円 |
| ②訪問相談の相談料 | : 3件 x 12ヶ月 x 5千円 | = 18万円 |
| ③支援体制構築 | : 50人 x 5千円 x 4日 | = 100万円 |
| ④PR活動(情宣・訪問) | : 50万円 | |
| ⑤システム運営費用 | : 12万円 | |

以上の費用で年間約300万円は必要になってくると考えます。

(4) 事務経費等の支払いについて

「ばあとなあ」の維持の目的の為に使われる費用、例えば「電話相談での電話使用料・コピー代・事務員経費」は、現行の会費のなかから提出すべきと考えます。

4 p